

令和 7 年度

旭川農業水利事業

三の堰用水路（その 3）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

旭川農業水利事業三の堰用水路（その3）工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営旭川土地改良事業計画に基づき三の堰用水路を改修するものである。

2 工事場所

秋田県横手市下境地内

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

水路延長 $L=212.43\text{m}$

施工始点 測点No.147+14.400

施工終点 測点No.158+6.825

〔内 訳〕

（1）水路工

鉄筋コンクリート大型フルーム B1900×H900, II種 $L=212.43\text{m}$

（2）仮設工 1式

（3）付帯工 1式

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

地域の営農に影響を与えないよう、稲作が終了する10月16日以降に着工するものとする。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等84日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－10に規定している現場技術員を配置するもの

とし、氏名等については、別に通知する。

4 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和7年9月16日から令和8年3月10日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和7年9月15日まで）

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

・大戸川頭首工旧堰撤去（その2）その他工事（仮称）

（施工予定時期 令和7年6月16日から令和8年3月10日まで）

概要：仮設用盛土の流用

3 第三者に対する措置

（1）騒音、振動対策

ア 騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、本工事の既設構造物取壊し工（測点 No. 157+12.210～No. 158+6.825 区間）は、低騒音・低振動機械工法により施工しなければならない。

イ 測点 No. 157+12.210～No. 158+6.825 区間において、騒音、振動調査を行うものとする。

ウ 騒音、振動調査は、施工途中において騒音調査（2方向×3地点）及び振動調査（3点／1側線）を1回行うものとし、調査時期及び場所等は、監督職員と協議するものとする。

なお、次の基準を超える場合には直ちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。

騒音基準：85dB 振動基準：75dB

（2）保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導

教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とし、別紙－２の位置に配置するものとする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無
市道下大島中村目名川線工事用道路進入口部	１名／日	昼間	無

（３）交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

（４）安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第１編１－１－36及び３－２－２に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

４ 関係機関との調整

工事の実施にあたっては、共通仕様書第１節１－１－44 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第５章 指定仮設

１ 工事用道路等

（１）工事用進上路

市道下大島中村目名川線を工事用進上路として利用することとしており、受注者は、図面に基づき拡幅及び隅切を行わなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

なお、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）工事用道路

受注者は、図面に基づき工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

（３）借地の利用

借地の利用に当たっては、建設廃材等（砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、ビニールシート等）が借地範囲外に混入しないように、受注者の責任において適切に管理するものとする。

２ 建設発生土受入地他

（１）建設発生土受入地

ア 建設発生土図面に示す箇所とし、その名称に搬出するものとする。

名 称	地先名	搬出予定量	摘 要
福田建設（株）	秋田県仙北郡美郷町金沢字 西長岡森 316	1,390m ³	粘性土 及び 砂質土

イ 指定の受入地で建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(2) 仮設盛土材

ア 工事用道路等に使用する盛土材は、下表のとおり、大戸川頭首工旧堰撤去（その2）その他工事の仮置土を流用する。

工事名	搬出期間	搬入予定量	概要
大戸川頭首工旧堰撤去 （その2）その他工事	令和7年 10月～11月	580m ³	砂質土

イ 搬入土の受け渡し場所は大戸川頭首工右岸仮設ヤードとし、土砂の積込・運搬は本工事の受注者が行うものとする。

ウ 搬入に当たっては、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

3 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

区間	排水区分	排水量	箇所数	備考
施工始点部	常時排水	Qmax=0～7m ³ /h	1箇所	水路施工時

上流側の2号分水工地点でのゲート操作により排水する計画としているが、排水ポンプの追加設置等が必要となった場合は、監督職員と協議することとし、契約変更の対象とする。

上表に示す対象流量に満たない又は対象流量を超える排水を行った場合は監督職員に報告するものとし、契約変更の対象とする。

4 除雪工

(1) 除雪対象の積雪深は10cm以上とする。

(2) 除雪対象範囲は、工事用道路、仮設ヤード及び構造物周辺とし、機械及び人力により行うものとする。なお、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法、写真）を監督職員に報告するものとする。

(3) 除雪した雪は工事用地内に存置する予定であるが、置き場所が確保できなくなった場合は、現場外への排雪について監督職員と協議するものとする。

(4) 除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙－3「工事用地図」に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等の使用に当たっては、別紙－4「国営土地改良事業の工事施行に伴う土

地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (2) 発注者が確保を予定している工事用地等は、工事施工に先立ち、監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。
- (3) 工事用地等のうち、農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 境界杭
本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について、事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。
なお、これらの杭は工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。
ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打合せのうえ、引照杭等を設け工事終了後復元するものとする。
- (5) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民との折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (6) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木シートを敷設した後に、造成又は仮置きするものとする。なお、使用後の土木シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

- (1) コンクリート二次製品
鉄筋コンクリート大型フリューム （社）農業土木事業協会規格
- (2) 石材
ア 再生クラッシュラン RC-40
イ 洗い砂利 25mm以下
- (3) コンクリート
コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N / mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比 (%)	セメント の種類に よる記号	摘要
無筋 コンクリート	18	8	25	65%以下	BB	均しコンクリート
無筋 コンクリート	18	8	25	65%以下	BB	張りコンクリート

粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(4) 配管材

ア VP 管 φ150

イ SGPW 管 φ100

(5) アンダードレーン

ア 硬質ポリ塩化ビニル有孔管 VU φ100

イ 径違いチーズ 100mm×75mm

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
碎石類	試験成績書・粒度分析表
コンクリート	配合設計書・試験成績書
コンクリート二次製品	製作図・試験成績書・構造計算書
ウィーブホール	カタログ・試験成績書
ウィーブホール（底盤用）	カタログ・試験成績書
径違いチーズ（継手）	カタログ
土木シート	試験成績書
購入土	試験成績書
目地材類	試験成績書
水配管用亜鉛メッキ鋼管（SGPW）	カタログ・試験成績書
硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	カタログ・試験成績書
硬質ポリ塩化ビニル有孔管（VU）	カタログ・試験成績書

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は原則として使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
鉄筋コンクリート大型フリューム	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
購入土（山土砂）	水路埋戻・盛土用	秋田県横手市
再生クラッシャーラン	RC-40	秋田県横手市
敷鉄板（仮設材）	t22×1524×6096	秋田県横手市

5 工事に使用する土砂（購入材）について

受注者は、工事に使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第9章 施工

1 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2 再生資源等の利用

（1）再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎碎石

（2）発生材の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する発生材は、次のとおり本現場内で利用するものとする。

VP 管（φ150、0.5m×6＝3.0m）については流入施設として再利用とする。

受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法について監督職員と協議しなければならない。

分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3 建設資材廃棄物等の搬出

（1）建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督

職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
有筋コンクリート殻	(株)企業さきがけ	仙北郡美郷町金沢東根字西の沢 11	8時～17時	再資源化施設業者
廃プラ(土木シート)	(株)羽後環境	雄勝郡羽後町新町字大又 20-1	8時～17時	再資源化施設業者
廃プラ(土木シート以外)	(株)羽後環境	雄勝郡羽後町新町字大又 20-1	8時～17時	再資源化施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	(1) 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5 土工

(1) 掘削

ア 掘削土は、全て建設発生土受入地へ搬出する計画であるが、流用可能な土質であった場合は監督職員と協議するものとする。

イ 掘削において過掘となった場合は、購入土を用いて(2)に準じて転圧を行い埋め戻さなければならない。

ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる時は速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

ア 本工事における埋戻及び盛土の材料は、購入土を使用するものとする。

イ 締固め方法

施工幅を確保できず、施工方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議

するものとする。

ウ 埋戻及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、締め固めなければならない。

6 基礎工

(1) 砕石基礎

ア 材料は再生クラッシャーラン（RC-40）を使用するものとする。

イ 砕石基礎は十分に締め固めなければならない。

7 開渠工

(1) 鉄筋コンクリート大型フリューム工

ア 鉄筋コンクリート大型フリュームの施工に当たっては、事前に割付図を提出し監督職員の承諾を得るものとする。

イ 据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意し、高さの調整は原則としてモルタル等で行うものとする。

ウ 大型フリュームの標準長さは2.0m/本を標準とし、直線部調整による製品最小長さはL=1.0m程度とする。

エ 既設構造物との取り扱いにより、施工延長の変更を要する場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

8 構造物撤去工

(1) コンクリート構造物の取壊しに当たっては、取壊し前に不可視部等を含めて寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 工事施工上支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立会いを求め、現地確認を実施したうえで事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員が了解のうえ撤去するものとする。

(3) 構造物撤去工の測点No. 157+12.210～No. 158+6.825区間は騒音・振動に配慮した機械を使用することで考えている。また、騒音・振動に配慮した機械を使用する区間に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

9 法面工

(1) 張りコンクリート工

ア 施工範囲は測点No. 153+14.000～No. 154（L=6.000m）とする。

イ コンクリートの厚さは10cmとし、ひび割れ防止の溶接金網（φ5 100×100）を含む。

ウ 養生は特殊養生とする。

10 その他

工事用地周辺の耕地に異物が混入しないよう十分注意して施工するものとし、混入した異物は丁寧に除去するものとする。

第 10 章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとするが、細部については、監督職員と打ち合わせの上実施するものとする。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

また、施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(2) コンクリート二次製品の目地

ア 鉄筋コンクリート大型フリューム

(ア) 施工管理項目：目地間隔（目地の開き）

項 目		管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	備 考
直線部	施工目地	10～22	26	定尺物、調整物を対象とする。

(イ) 目地間隔の測定基準

ア) 測定は、製品間の全ての目地を対象に目地材の充填前とする。

イ) 測定位置については製品 1 個につき側壁部 2 箇所と底盤部 1 箇所とする。

(ウ) 管理方法

「別紙－5 目地間隔測定結果一覧表」によるものとする。

(エ) 写真管理

ア) 撮影基準

施工目地について施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で撮影する。

なお、施工延長が 50mに満たない場合は、2 箇所の撮影とする。

イ) 撮影方法

撮影に当たっては、目地の間隔、バックアップ材、目地の深さが読みとれるようにする。

3 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことが

できる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来型の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４ 工事現場等における遠隔確認について

（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下、「遠隔確認」という）を行う工事である。

（２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。

- 1 土質状況等により構造及び工法を変更した場合。
- 2 転石の出現。
- 3 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現。
- 4 現場状況、気象状況等により構造及び工法を変更する必要があるが生じた場合。
- 5 工事用材料の規格及び品質に変更が生じた場合。
- 6 排水量、排水箇所、排水区分に変更が生じた場合。
- 7 工事に支障となる立木等の伐採・処理を指示した場合。
- 8 土留工が必要となった場合。
- 9 歩掛調査等を監督職員が指示した場合。
- 10 濁水処理対策が必要となった場合。
- 11 周辺構造物に影響が発生又は、その恐れが認められる場合。
- 12 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合。
- 13 法面保護工の工法を変更する場合。
- 14 流入施設撤去復旧工の数量に変更が生じた場合。
- 15 関係機関や第三者との協議結果により施工計画等に変更が生じた場合。
- 16 掘削土及び仮設盛土の利用に変更があった場合。
- 17 その他両者協議の上、必要と認めた場合。

第 12 章 その他

1 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

ア V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

ア 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

（ア）設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

（イ）V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

（ウ）V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（エ）発注者が別途発注する関連工事との関係

（オ）工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項

（カ）その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（ア）受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

ウ 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

ア 発注者はV E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しない。

キ V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6）のV E管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

受注者の V E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（C D－R 若しくは D V D－R）正副 2 部
- ・ 工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3 主任技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項及び「工事の施工効率向上対策」

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-205.pdf>) を十分理解の上対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日時、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹

部、事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員等が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部、各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員等が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

6 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

ス 擬音装置（機能を含む）

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

７ 現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計５つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）

イ	完成予想図
ウ	工法説明図
エ	工事工程表
オ	デザイン工事看板（各工事PR看板含む）
カ	見学会等の開催（イベント等の実施含む）
キ	見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
ク	パンフレット・工法説明ビデオ
ケ	社会貢献

8 週休2日による施工

- （1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- （2）週単位の「週休2日」とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- （3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- （4）監督職員が週休2日の実施状況について必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- （5）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正

する。

ア 補正係数

	週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の週休 2 日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費 (率分)	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき、請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評価実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り込む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区 分	補正係数	
		週単位	月単位
法面工（コンクリートブロック張り工）		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02

9 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

10 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設

費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費

に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なおWBGTを用いる場合はWBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から

真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$

※補正係数：1.2

15 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- （１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- （２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

16 令和６年９月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- （１）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- （２）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙７に示す「６．社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5 点を加点评価する。ただし、工事成績評定の合計は100 点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和６年９月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和６年９月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和６年９月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

17 情報化施工技術の活用について

（１）適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

（２）協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ

協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨を監督職員に報告するものとする。

(3) 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

(4) 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	平成30年度 旭川農業水利事業 三の堰用水路調査設計業務	
2	図面のCADデータ	

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術活用工事の費用

ア 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。

イ 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)盛土工				
購入土盛土	構造物周辺	m ³	330	
購入土盛土	1.0≦B<2.5	m ³	18	
(2)整形仕上げ工				
法面整形		m ²	670	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート,騒音・振動対策あり	m ³	10	
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート,騒音・振動対策なし	m ³	162	
殻運搬	三の堰用水路～処分場	m ³	172	
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	有筋コンクリート殻	m ³	172	
(2)既設流入管撤去工				
既設流入管撤去工	VP管Φ150	m	1.0	
既設流入管撤去工	VP管Φ150、再利用	m	3.0	
既設流入管撤去工	鋼管Φ100、売払い	m	0.5	
既設流入管運搬	既設流入管 積込～運搬	m ³	1	
既設流入管処分	廃プラ(土木シート以外)	m ³	1.0	
3. 開渠工				
(1)作業土工				
床掘り		式	1	
基面整正		m ²	690	
埋戻	構造物周辺	式	1	
埋戻	B<1.0	式	1	
土砂等運搬	三の堰用水路～処分場	m ³	810	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
作業残土処理		m ³	810	
(2)プレキャスト開渠工				
基礎砕石	t=150mm	m ²	446	
コンクリート	均しコンクリート 18N-8-20 or 25(BB)	m ³	26	
型枠		式	1	
鉄筋コンクリート大型フリューム	B1900×H900	m	212.4	
目地板	瀝青繊維質板t=10mm	m ²	1	
シール	施工継目 (直線部)	m	357.3	
シール	施工継目 (曲線部)	m	32.2	
シール	伸縮継目	m	7.2	
4. 水路付帯工				
(1)水抜き工				
ウィープホール	壁部, 50mm	箇所	220	
サイドドレーン	洗砂利 25mm以下	m	424.9	
アンダードレーン	洗砂利 25mm以下	m	212.4	
ウィープホール	底版, 75mm	箇所	22	
5. 法面工				
(1)張りコンクリート工				
基礎砕石	t=100mm	m ²	12	
コンクリート	18N-8-20 or 25(BB)	m ³	1.2	
型枠		式	1	
丸鉄線溶接金網	φ 5 100×100	m ²	10	
6. 水路復旧工				
(1)流入施設復旧工				
流入施設復旧工	SGPW管 Φ 100	m	1.0	

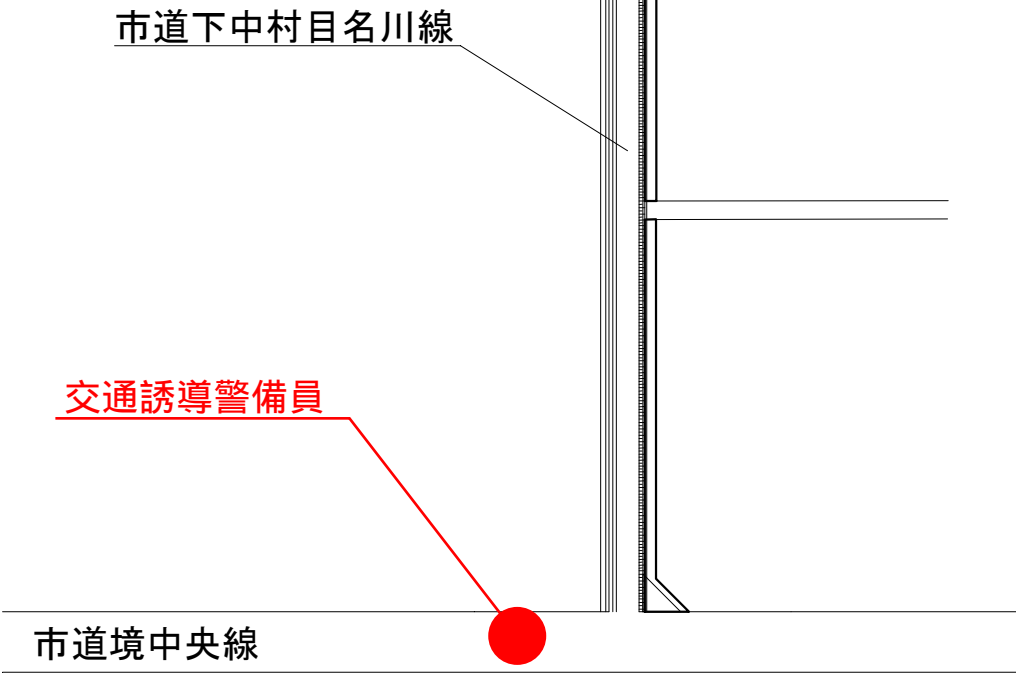
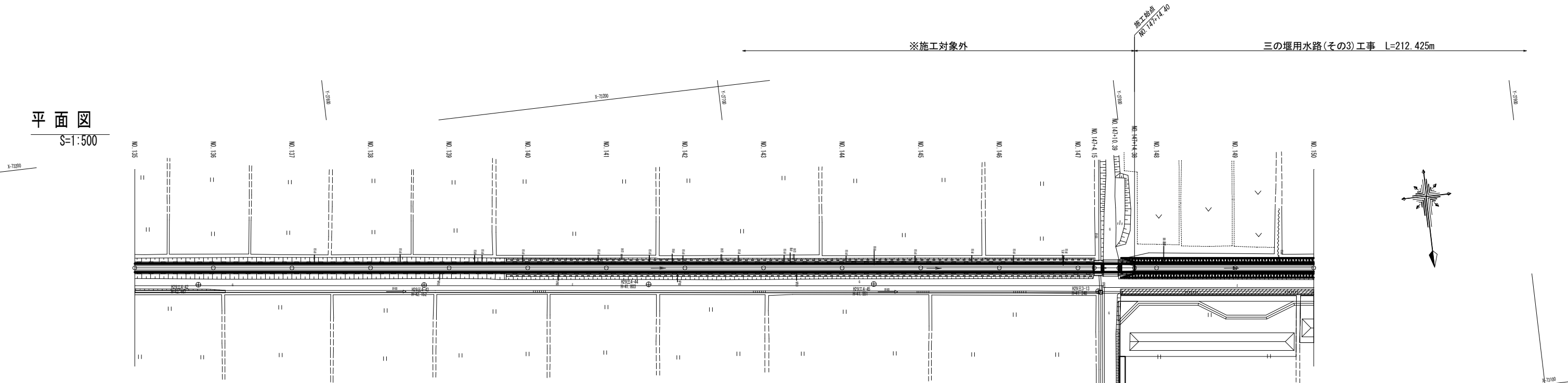
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
流入施設復旧工	VP管 Φ150	m	2.0	
流入施設復旧工	VP管 Φ150、再利用	m	3.0	
7. 仮設工				
(1) 仮設道路工	工事用道路、待避所、車廻し、既設水路蓋			
安定シート		m ²	2,877	
掘削	仮設盛土撤去	m ³	390	
積込（ルーズ）	仮設盛土搬入 大戸川頭首工	m ³	390	
土砂等運搬	仮設盛土、大戸川頭首工～三の堰用水路	m ³	390	
路体（築堤）盛土・埋戻	B≧4.0m	m ³	370	
路体（築堤）盛土・埋戻	2.5≦B<4.0	m ³	18	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	1,060	
土砂等運搬	三の堰用水路～処分場	m ³	390	
作業残土処理	仮設盛土	m ³	390	
土木シート運搬	三の堰用水路～処分場	m ³	9	
土木シート処分	廃プラ（土木シート）	m ³	8.6	
(2) 仮設道路工	工事用進入路、隅切り			
安定シート		m ²	174	
掘削	仮設盛土撤去	m ³	190	
積込（ルーズ）	仮設盛土搬入時、大戸川頭首工	m ³	190	
土砂等運搬	仮設盛土搬入時、大戸川頭首工～三の堰用水路	m ³	190	
路体（築堤）盛土・埋戻	B≧4.0m	m ³	9	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	423	
流用土盛土	B<1.0m	m ³	180	
土砂等運搬	三の堰用水路～処分場	m ³	190	
作業残土処理	仮設盛土	m ³	190	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土木シート運搬	三の堰用水路～処分場	m3	1	
土木シート処分	廃プラ（土木シート）	m3	0.5	
（3）排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	0以上～7m3/h未満 工事 始点部	箇所	1	
（4）安全費				
交通誘導警備員		人	75	
（5）除雪工				
除雪工	工事用道路	m3	7,085	
除雪工	仮設ヤード	m3	8,014	
除雪工	構造物周辺	m3	2,502	
8. その他				
（1）運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		式	1	
（2）技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
目地施工管理費	大型フリューム	m	396.6	
一括計上価格				
1. 騒音振動調査				
（1）騒音調査				
建設作業騒音	1発生源当たり2方向3地点	式	1	
（2）振動調査				
建設作業振動	1側線（3点1測線）	式	1	

交通誘導警備員配置計画図



工事名	令和7年度 旭川農業水利事業 三の堰用水路(その3)工事		
図面名	交通誘導警備員配置計画図		
作成年月日			
縮尺	図 示	図面番号	別紙-2
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

工事用地図 (1/2)



秋田県横手市

：発注者が確保を予定している用地

下八丁字中島

下境字根田川

下境字三ツ栗

三の堰用水路

(三の堰用水路) NO.135～NO.150			
工事名	令和7年度 旭川農業水利事業 三ノ堰用水路 (その3) 工事		
図面名	工事用地図 (1/2)		
作成年月日			
縮尺	1 : 500	図面番号	別紙－3
会社名			
事業所名	東北農政局旭川農業水利事業所		

工事用地図（2/2）



秋田県横手市

下境字根田川

市道黒川田ノ橋線

市道庚塚南線

三の堰用水路

下境字三ツ栗

：発注者が確保を予定してる用地

(三の堰用水路) NO. 150～NO. 167

工事名	令和7年度 旭川農業水利事業 三ノ堰用水路（その3）工事		
図面名	工事用地図（2/2）		
作成年月日			
縮尺	1：500	図面番号	別紙－3
会社名			
事業所名	東北農政局旭川農業水利事業所		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

目地間隔測定結果一覽表

大型フリューム水路

目 地 間 隔 測 定 一 覽 表

主 任 監 督 員	監 督 員	主 任 技 術 者

工 事 名	
工 種 名	
製品の規格	

請負会社名	
測定者	印
目地材の種別	

[illegible]

記入事項

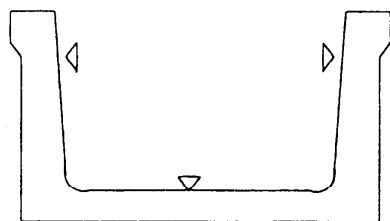
- 1. 「工種名」は，〇〇水路工，△△型水路工等を記入する。
- 2. 「製品の規格」は，製品の種別，寸法等を記入する。
- 3. 「目地材の種別」は，空目地，シリコーン系，ポリウレタン系を記入する。
- 4. 「番号」は，水路の上流から下流方向に目地箇所の一連番号を記入する。
- 5. 「目地形態」は，大型フリュームの場合であるため「施工目地」と記入する。
- 6. 「目地間隔測定値」は，目地の開きをミリ単位で整数値を記入する。なお，測定個所は別紙のとおりとする。
- 7. 「右岸」「左岸」は，水路の上流から下流に向かって方向を示す。
- 8. 「管理基準値」及び「規格値」は，大型フリューム製品 1 個当たり測定個所 3 箇所の平均値に対し下記のとおりである。

	管理基準値	規 格 値
直線部の施工目地間隔W	10～22mm	26mm

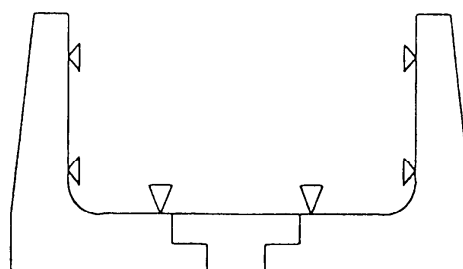
- 9. 「目地材充填深さ」は，次のとおりとする。
 - (1) ポリウレタン系は，20mm とする。
 - (2) シリコーン系は，10mm とする。
- 10. 「バックアップ材寸法」は，「目地間隔測定値」，「目地材の充填する深さ」より挿入するバックアップ材寸法を記入する。
- 11. 「摘要」は，目地間隔が管理基準値を超えた場合の処理方法，曲線半径，その他必要事項を記入する。

別 紙 目 地 測 定 個 所

大型フリューム



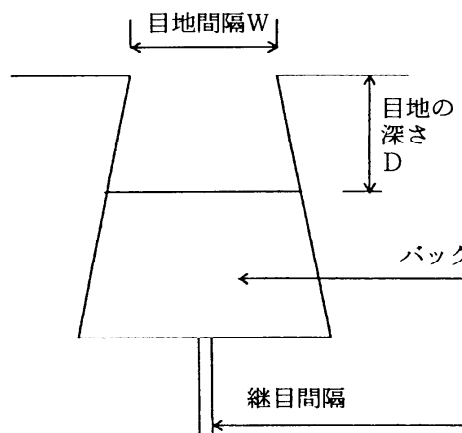
L 形 ブ ロ ッ ク



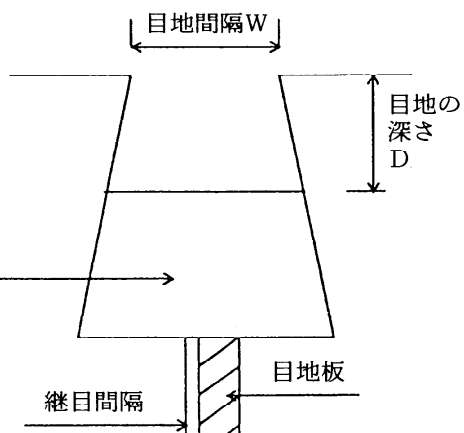
▷ : 測定個所

- ①側壁部は、大型フリューム水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置。
L 形ブロック水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置及び
底版から 10～15cm 程度の位置。
- ②底版部は、大型フリューム水路の場合は製品底版の中央部。
L 形ブロック水路の場合は底版端部。

施 工 目 地



伸 縮 目 地



工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和7年度 旭川農業水利事業
三の堰用水路（その3）工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1/2	平面縦断図（1/2）	1	
2 - 2/2	平面縦断図（2/2）	1	
3	開渠工標準図	1	
4 - 1/5	横断図（1/5）	1	
4 - 2/5	横断図（2/5）	1	
4 - 3/5	横断図（3/5）	1	
4 - 4/5	横断図（4/5）	1	
4 - 5/5	横断図（5/5）	1	
5 - 1/3	撤去復旧図（1/3）	1	
5 - 2/3	撤去復旧図（2/3）	1	
5 - 3/3	撤去復旧図（3/3）	1	
6 - 1/2	仮設計画図（1/2）	1	
6 - 2/2	仮設計画図（2/2）	1	
合 計		14	